

## 令和6年度第6回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年9月17日（火）午後3時25分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第6回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名  
1番 増子 弘子      2番 山口 陽一      3番 渡邊 重吉  
4番 大内 将      5番 加藤 不二夫      6番 影山 忠夫  
7番 内藤 保次      8番 門馬 稔治      9番 小林 孝  
10番 新田 俊男      11番 大津 早苗      12番 本田 儀勇  
13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員  
なし
- 4 推進委員 12名  
1番 相川 義則      2番 平沢 善秀      3番 渡辺 恵智郎  
4番 佐久間 喜栄      5番 佐久間 正光      6番 山口 裕一  
7番 橋本 一三      8番 佐藤 義朗      10番 八木沼 孫一  
11番 菅野 栄章      12番 増子 義男      13番 遠藤 毅
- 5 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第19号 三春町農用地利用集積計画について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。  
11番 大津 早苗 委員      12番 本田 儀勇 委員

## 9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしくお願ひいたします。

### 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。  
場所は岩江小学校から北西へ500mのところではす。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした6番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 6番 影山忠夫委員、現地調査報告

委員： 9月5日午前9時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を公衆用道路、東側を作場道、西側を宅地、南側を農地に囲まれています。

南側の農地については、本申請による住宅が建造されることで日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようではすので、採決いたします。  
この申請について、許可相当とすることにござ異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようではすので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を資材置き場に一時転用しようとするものです。  
場所は三春町企業局から北へ500mのところではす。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

- 委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告
- 委員： 9月4日午後4時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、南側の山林の太陽光発電設備造成工事より土砂が流れ込み耕作が一部不可能な状態になっております。本申請は土砂崩れの補修工事及び太陽光設置のための建設資材置場、現場事務所であり、地区のため早急な対応をを求められる工事でもあることからこの転用はやむを得ないものと判断されます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 3番委員： 排水は道路をまたいで行うのですか。また込木地区はその内容で同意しているのですか。
- 事務局： 計画図のとおり、一度集水枡へ集め、既存の水路にて排水する計画となっております。また、このことについては込木地区と協議を重ねたものとなっております。
- 議長： その他に質問などありますか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

### **議案第19号 三春町農用地利用集積計画について**

- 議長： 「議案第19号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。  
それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし。
- 6番委員： 施設栽培とありますがハウス等建てるということでしょうか。

事務局： 当該地においてあるハウスを借受者が補修して使用することになっております。

議長： その他に質問などありますか。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第6回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和6年度第6回三春町農業委員会を午後3時40分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 橋本 正亀

11番委員 大津 早苗

12番委員 本田 儀勇